

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

児童生徒等の通学時の安全確保について(通知)

このことについては、これまでも指導をお願いしてきたところですが、依然として、通学中の児童生徒等が交通事故や犯罪被害に遭う事案が多数発生しています。

特に、新学期が始まるこの時期は、通学中の児童生徒の交通事故や、自転車運転の開始に伴う交通事故の発生が懸念されることから、改めて、児童生徒に対し、道路の安全な歩行の指導を行うことはもとより、通学路の安全点検を実施し、交通事故等の未然防止に万全を期す必要があります。

また、自転車の利用に当たっては、昨年4月1日施行の改正「道路交通法」や「北海道自転車条例」の内容を踏まえて、乗者用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険への加入など学校と家庭が連携した取組や児童生徒が被害者にも加害者にもならぬよう交通ルール遵守の徹底を図るほか、万一、児童生徒が交通事故の当事者となった場合には、直ちに負傷者を救護するとともに、事故の概要を警察へ通報するなど、交通事故が起きたときの応急手当と措置等について指導する必要があります。

つきましては、次の参考資料及び参考通知を活用するなどして、安全教育や安全管理の一層の充実を図るようお願いします。

記

○ 参考資料

- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月 文部科学省)
- ・「学校における危機管理の手引(改訂3版)」(平成31年2月 北海道教育委員会)
- ・「安全教育実践事例集(Web掲載)」(北海道教育委員会)
- ・「学校安全推進資料(平成25年度改訂版)」(平成26年3月 北海道教育委員会)
- ・「北海道自転車条例」(平成30年4月 北海道)

○ 参考通知

- ・令和5年4月6日付け教生学第19号通知「通学路における交通安全の確保の徹底について」
- ・令和5年10月6日付け教生学第814号通知「北海道自転車条例に基づく自転車の安全利用について」
- ・令和5年3月14日付け教生学第1305号通知「児童生徒の自転車乗車用ヘルメット着用に向けた指導について」

(学校安全係)